

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第 8 号

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成 9 年新潟県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>第 7 条 （略）</p> <p><u>（協定建築物への準用）</u></p> <p>第 8 条 <u>第 3 条の規定は、法第22条の 2 第 1 項の規定による申請について準用する。この場合において、第 3 条中「同条第 3 項」とあるのは、「同条第 4 項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 第 4 条から前条まで（第 5 条第 2 項を除く。）の規定は、認定協定建築主等に係る当該認定を受けた計画及び当該計画に係る認定協定建築物について準用する。この場合において、これらの規定中「認定建築主等」とあるのは「認定協定建築主等」と、「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と、第 4 条中「第18条第 1 項」とあるのは「第 22 条の 2 第 5 項において準用する法第18条第 1 項」と、「第 8 条」とあるのは「第12条の 3 第 1 項」と、「第10条第 2 項」とあるのは「第12条の 7 第 2 項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>第 2 号様式（第 3 条、第 8 条関係） 取下げ届 （略） <u>認定特定建築物</u> 下記のとおり<u>認定協定建築物</u>の認定の申請を取り下げたいので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第 3 条（第 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。 記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定建築物又は協定建</td> <td></td> </tr> </table>	（略）		特定建築物又は協定建		<p>第 7 条 （略）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>第 2 号様式（第 3 条関係） 取下げ届 （略） 下記のとおり<u>認定特定建築物</u>の認定の申請を取り下げたいので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第 3 条の規定により届け出ます。 記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定建築物の所在地</td> <td></td> </tr> </table>	（略）		特定建築物の所在地	
（略）									
特定建築物又は協定建									
（略）									
特定建築物の所在地									

建築物の所在地	
特定建築物又は協定建築物の主要用途	
(略)	

(略)

第3号様式 (第4条、第8条関係)

計画変更認定申請書

(略)

認定特定建築物

下記のとおり認定協定建築物の認定に係る計画を変更したいので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項(同法第22条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類

- 1 省令第8条又は第12条の3第1項に規定する図書のうち計画の変更に係るもの
- 2 (略)

第4号様式 (第5条、第8条関係)

名義変更届

(略)

認定建築主等

認定特定建築物 認定協定建築主等

下記のとおり認定協定建築物の工事監理者
工事施工者

の名義を変更したので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第5条(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

(略)							
認定特定建築物又は認定協定建築物の所在地							
変更届出事項	<table border="1"> <tr> <td>認定建築主等又は</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>認定協定建築主等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	認定建築主等又は	(略)	認定協定建築主等		(略)	
認定建築主等又は	(略)						
認定協定建築主等							
(略)							
(略)							

(略)

第5号様式 (第6条、第8条関係)

工事取りやめ届

(略)

認定特定建築物

下記のとおり認定協定建築物の工事を取りやめ

特定建築物の主要用途	
(略)	

(略)

第3号様式 (第4条関係)

計画変更認定申請書

(略)

下記のとおり認定特定建築物の認定に係る計画を変更したいので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類

- 1 省令第8条に規定する図書のうち計画の変更に係るもの
- 2 (略)

第4号様式 (第5条関係)

名義変更届

(略)

認定建築主等

下記のとおり認定特定建築物の工事監理者
工事施工者

の名義を変更したので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第5条の規定により届け出ます。

記

(略)					
認定特定建築物の所在地					
変更届出事項	<table border="1"> <tr> <td>認定建築主等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	認定建築主等	(略)	(略)	
認定建築主等	(略)				
(略)					
(略)					

(略)

第5号様式 (第6条関係)

工事取りやめ届

(略)

下記のとおり認定特定建築物の工事を取りやめ

たので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第6条（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

(略)	
認定特定建築物又は認定協 定建築物の所在地	
認定特定建築物又は認定協 定建築物の主要用途	
(略)	

(略)

第6号様式（第7条、第8条関係）

工事完了報告書

(略)

認定特定建築物

下記のとおり認定協定建築物の工事が完了したので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第7条（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

(略)	
認定特定建築物又は認定 協定建築物の所在地	
(略)	

注1 (略)

2 「工事期間における主要な設計変更以外の変更の内容」欄は、法第18条第1項（法第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の計画の変更以外の変更であって省令第11条又は第12条の8の軽微な変更以外のものの内容を記入すること。

添付書類

計画に係る建築物特定施設の写真

第7号様式（第9条関係）

特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書

(略)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

たので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第6条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

(略)	
認定特定建築物の所在地	
認定特定建築物の主要用途	
(略)	

(略)

第6号様式（第7条関係）

工事完了報告書

(略)

下記のとおり認定特定建築物の工事が完了したので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

(略)	
認定特定建築物の所在地	
(略)	

注1 (略)

2 「工事期間における主要な設計変更以外の変更の内容」欄は、法第18条第1項の計画の変更以外の変更であって省令第11条の軽微な変更以外のものの内容を記入すること。

添付書類

認定建築物の特定施設の写真

第7号様式（第8条関係）

特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書

(略)